

令和 2 年度愛知県海岸漂着物対策推進協議会での意見及びその対応案について

	発言者	意見	対応案
1	水産課	重点区域でない海岸では、漂着したプラスチックごみの回収が進まず、蓄積し、時間の経過と共に劣化してマイクロプラスチックに変化するという問題があると考え。このような海岸について、今後、対策は検討されるのか。	マイクロプラスチック対策については、「第 4 章 2 海岸漂着物対策の内容 (2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策」において、「 <u>マイクロプラスチック対策の推進</u> 」として、計画に記載する。
2	青木座長	<p>地域計画を策定した平成 23 年当時は、マイクロプラスチック問題など、現在より情報が少ない中で基準を策定した。</p> <p>次の地域計画の改定については、海岸漂着物処理推進法が改正され、またマイクロプラスチック等、新たな問題への対策も考える必要があり、今の重点区域の設定基準では対応が困難と考える。設定基準の見直しも含めた改定内容を検討する必要がある。</p>	<p>「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(環境省)では、重点区域は「大量の海岸漂着物が海岸又は海底等に集積することにより海岸における良好な景観、清潔の保持、海洋環境の保全、船舶の航行、観光、漁業に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域及び海域」に対して設定することとされており、<u>マイクロプラスチック対策が必要な海岸の重点区域への設定は、現行の基準(大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸)での対応を考えていきたい。</u></p> <p>また、<u>マイクロプラスチック対策については、「第 4 章 2 海岸漂着物対策の内容 (2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策」において、「マイクロプラスチック対策の推進」として、計画に記載する。</u></p>
3	千葉委員	例えば、発泡スチロール製のゴミもマイクロプラスチックの発生原因の一つとなっている。発生原因となるもの、例えば養殖筏が集積している地域を重点区域として設定することも考えられる。	<p>今年度実施した市町村アンケートでは、漁具が漂流し問題となっているのは、表 2-2 のとおり、豊橋市の 2 海岸であった。これらは、これらの海岸は<u>重点地域に指定されているという状況であり、引き続き、対策を行っていく。</u></p> <p>また、他の海岸においても、<u>地域の事情を踏まえ、市町村からの要望等に応じて、重点区域の設定の見直しを行う。</u></p>

	発言者	意見	対応案
4	青木委員	漁業者との連携方法も考えると良い。	<u>漁業関係者との連携、漂流物・海底ごみ対策について、「第4章 2 海岸漂着物対策の内容（2）海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策」における「海上漂流物及び海底堆積物の回収・処理の推進」に漂流物発見時の連絡体制・情報共有体制の構築について記載する。</u>
5	千葉委員	海岸漂着ごみの重点区域以外に、漂流ごみや海底ごみの重点区域の設定も考えると良い。例えば、河口や漁港の近くの海域を設定する等、視点を変えて考えると良い。	<p>地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）質疑応答集（環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室、平成28年3月）によると、<u>漂流海底ごみ対策の目的は、①海岸漂着物の発生抑制対策を目的とするもの、②純粹に漂流海底ごみ対策を目的とするものが挙げられている。</u></p> <p>①に関しては、重点区域に設定されている海岸では、引き続き、国の補助金を活用した回収・処理を行う。重点区域に指定されていない海岸においても、地域の事情を踏まえ、市町村からの要望等に応じて、重点区域の設定の見直しを行う。<u>今回の改定では、蒲郡市西浦海岸以外で設定の要望がないため、それ以外の区域では重点区域への追加は行わない。</u></p> <p>②に関しては、<u>漂流物・海底ごみについては、「第4章 2 海岸漂着物対策の内容（2）海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策」において、「海上漂流物及び海底堆積物の回収・処理の推進」に漂流物発見時の連絡体制・情報共有体制の構築について記載する。また、漂流物の回収・処理に関しては、市町村に対し、補助制度の周知を行っていく。</u></p>
6	千葉委員	資料2-1の7頁の2（3）で定期的な調査と表現されているが、季節により漂着量も変わるため、実施時期や回数など、具体的な調査方法を示すと良い。 (次ページに続く)	海岸漂着ごみ組成調査については、2020年度から県内3地点において行っているものである。2020年度及び2021年度は伊勢湾、三河湾、遠州灘に面した各海岸において調査を行った。

	発言者	意見	対応案
6		(前ページからの続き)	<p>今後、<u>調査時期、回数に加え、調査地点を検討しながら、継続的に調査を実施し、海岸漂着物の性状、経年的な量の変化などの実態把握を努めていくこととし、「第4章 2 海岸漂着物対策の内容 (2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策」に調査の実施について記載する。</u></p>
7	青木座長	地域計画の改定では、新しい視点も取り入れていくと良い。	<p>2019年5月の国の「<u>海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針</u>」の変更等を踏まえ、<u>に内陸部の対策や、マイクロプラスチック対策について、「第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針」の基本方針に位置付け、また、「第4章 2 海岸漂着物対策の内容 (2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策」に施策として追記する。</u></p>
8	佐久島観光の会	<p>住民には、海岸漂着ごみの量は、風向き等の天候に左右されるものとの意識があり、捨てたごみが海に集まり量が増えているとの認識は薄い。</p> <p>漁具については、ごみ回収の頻度が少ない等、処理が困難な状況にある。</p> <p>プラスチックごみを含めた海洋ごみ対策の必要性について、住人への普及啓発が進んでいないと感じる。</p>	<p><u>住民の理解促進については、「第4章 2 海岸漂着物対策の内容 (2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策」に記載のとおり、環境学習及び普及啓発を行っていく。</u></p> <p>漁業関係者等により回収した漁具が市町村等により<u>回収される頻度が少ないことについては、補助制度の周知など、市町村と情報共有を進めていく。</u></p>
9	青木座長	<p>地域計画の改定には、地域特性も踏まえた普及啓発も考慮する必要があると考える。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>普及啓発に関しては、県では、<u>海岸漂着物発生抑制環境学習プログラムを作成しており、漂着物の現状や影響、上下流のつながりを学習する内容となっております、これを用いた普及啓発を行っている。</u>今年度は、地域の担当者がこのプログラムを効果的に利活用できるよう、利活用方法について解説した動画配信を行っている。</p> <p>また、<u>市町村が行う地域の特性に応じた普及啓発に対しても補助制度が活用可能なことについて、周知を図っていく。</u></p>

	発言者	意見	対応案
9		(前ページからの続き)	<u>普及啓発に関する施策に関して、「第4章 2 海岸漂着物対策の内容 (2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策」に沿岸部だけでなく、内陸部も含んだ対策の必要性を追記した。</u>